

保育料等の算定に関するよくある質問

問1 保育料はどのようにして決定されるのか。

(答)

保育料は児童を養育している扶養義務者の市町村民税所得割額（前期分（4月～8月）は前年度の市町村民税、後期分（9月～3月）は当年度の市町村民税）に基づき算定しています。

問2 市町村民税額決定通知書に記載されている所得割額と、利用者負担額決定通知書に記載されている所得割額とで金額が異なっている。誤りではないのか。

(答)

以下のいずれかの理由が考えられます。

- ① 保育料は調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除や寄附金控除、配当控除等）前の税額で算定するため、上記の控除が適用されている場合は、実際に納付しなければならない市町村民税よりも高い税額（控除前の所得割額）を基に保育料を算定することになります。
- ② 1月1日時点で政令指定都市に住民票があった場合、市町村民税所得割額は税源移譲後の税率（8%）で計算されますが、保育料算定の際は税源移譲前の税率（6%）で計算された市町村民税（税源移譲後の税額に6/8をかけて算出）を用います。

問3 保育料には、市町村民税の定額減税は反映されるのか。

(答)

保育料は、定額減税反映後の市町村民税額で算定します。令和6年度分の市町村民税においては、多くの方を対象に定額減税が実施されました。令和7年度の市町村民税にはこの定額減税は適用されないため、同程度の所得であっても、令和7年度（後期）の保育料は前期と比較して増額となる場合があります。

問4 現在、育休中（または求職中 等）で給与収入が無いのに、保育料がかかっているのはなぜか。

（答）

市町村民税額の算定に用いられる収入や所得は一昨年または昨年のものでありますので、現時点での収入状況と必ずしも一致しません。

問5 父（または母）の昨年中（一昨年中）の収入は0円だが、保育料が最高額になっているのはなぜか。

問6 父母ともに市町村民税は非課税だが、保育料がかかっているのはなぜか。

（答）

以下のいずれかの理由が考えられます。

- ① 所得に関する申告がされておらず、課税額が不明のため仮算定されている。
→収入が0円の場合でも申告をお願いいたします。税額確定後、保育料等を再算定します。
- ② 父母の市町村民税が非課税かつ収入が103万円未満で、祖父母等が同居しているため、祖父母等の市町村民税額が算定に含まれている。（住民票上別世帯でも同居している場合対象となります。）
- ③ 父母のいずれかが課税基準日（1月1日）に佐賀市外に居住していたため、佐賀市で課税情報が取得できず、仮算定されている。
→課税基準日に住民票があった市町村で所得課税証明書（または非課税証明書）を取得し、保育幼稚園課へご提出ください。

問7 前期保育料ではひとり親世帯（または障がい世帯）として保育料が軽減されていたが、後期保育料で軽減がされていないのはなぜか。

（答）

以下のいずれかの理由が考えられます

- ① 保育幼稚園課に提出されている児童扶養手当証書やひとり親家庭等医療受給資格証、障害者手帳等（写し）の有効期間が過ぎている。
→この場合、利用者負担額通知書の「必要な資料」欄に、提出いただきたい資料名を記載していますので、ご確認ください。

- ②市町村民税の所得割額が保育料等軽減対象となる金額のライン(77,101円未満)を超えているため、軽減対象外となっている。※詳細は「利用申込み支給認定申請(2号・3号認定)のてびき」に掲載している佐賀市保育料基準表をご確認ください。

問8 離婚したが、相手方の市町村民税額が含まれた状態で保育料が算定されている。

(答)

以下のいずれかの理由が考えられます。

- ① 保育幼稚園課へ離婚した旨の届出がされていない、または戸籍謄本が未提出。
→戸籍の届出が完了している場合でも、保育幼稚園課では当該情報を把握しておりませんので、お手数ですが変更届及び戸籍謄本のご提出をお願いします。
- ② 離婚後も同居している。(住民票上、同じ住所のままになっている場合を含む)
→住民票上で別居が確認された翌月から保育料を再算定します。

問9 課税証明書を提出するよう言われたが、海外勤務で課税証明書が出せない場合はどうしたらよいか。

(答)

海外での年間収入を基に市町村民税相当額を算出しますので、収入額がわかる資料(会社からの給与支払証明書や給与明細書等)をご提出ください。資料がない場合は所定の様式で収入申告書を記載・提出いただきます。

問10 満3歳になったので、保育料は無償となるか。

(答)

1号認定は満3歳児以上、2・3号認定は3歳児クラス以上が保育料無償となります。よって、保育認定児童は満3歳に到達した年度中は保育料無償化の対象外となります。※4月1日生まれの児童のみ、満3歳に到達した年度から3歳児クラスになりますので、保育料は無償となります。

問11 1号認定から2号認定に変更した。変更前は副食費免除だったが変更後は保護者負担になっているのはなぜか。

(答)

副食費免除の対象となる市町村民税所得割額は1号認定と2号認定で異なります。1号認定では所得割額が77,101円未満、2号認定では所得割額が57,700円未満の場合に副食費免除となります。よって、所得割額が57,700円以上77,100円以下の場合、2号認定に変更すると副食費が保護者負担に変わります。また、多子カウント方法も1号認定と2号認定で異なるため、1号認定では第3子扱いで副食費免除になっても2号認定では第2子扱いで保護者負担になる場合があります。